

# 安芸高田市地域おこし協力隊員 募集要項

【平成29年4月1日任用予定】

平成29年1月20日現在  
広島県安芸高田市

人口減少や高齢化等の進行が著しい当市にあって、地域外からの人材を積極的に誘致し、その定住及び定着を図るとともに、地域力の維持及び強化に資する取組を推進するために、地域おこし協力隊員を下記のとおり募集します。

## 1. 配置先・主な業務・募集人数

配置先の主な業務の内容及び各募集人数は本表のとおりとなります。

配置先	主 な 業 務 等	募集人数
市役所本庁舎 (産業振興部 商工観光課)	<b>■観光振興事業</b> 1. 田んぼアート関連事業 ① 田んぼアート運営主体の構築 市内周遊性を高め観光客の誘客を推進するため、地域・観光関連事業者等との連携などで「田んぼアート」の運営主体の構築を行う。 ② 運営主体の財源確保のため、クラウドファンディング等の企画を行う。 2. 地域資源を活用した商品開発・販路拡大に関する企画業務 ① 市内事業者等と連携し、売れる商品開発・販路拡大に関するイベント等の企画・運営業務を行う。 3. 観光協会との連携事業 ① 観光イベントの実施と情報発信を行う。 ② SNS等を活用し観光情報の発信や販路拡大のため情報を発信を行う。 <hr/> <b>【必要な資格や求める人材等】</b> ・ビジネス感覚に優れている人(組織の構築、自主財源費用調達など) ・スマートフォンなどの情報発信機器の知識がある人	1名
<b>その他業務及び活動</b>		
(1) 地域おこしの提案と実践(分野は問いません) (2) 連絡会議・研修会・成果報告会などへの参加 (3) その他、目的達成に資する活動		

## 2. 応募資格

- (1) 年齢20歳以上40歳以下の人(性別不問)
- (2) 居住地要件(現在お住まいの住所地)

都市地域(条件不利地域(注)は除く)にお住まいの人、または、当市以外の同一地域で地域おこし協力隊員に一定期間(2年以上)従事し、かつ、解雇から1年以内の人

注. 条件不利地域とは、次の①～⑦のいずれかの対象地域・指定地域をいう。

- ① 過疎地域自立促進特別措置法(みなし過疎、一部過疎を含む)
- ② 山村振興法
- ③ 離島振興法
- ④ 半島振興法
- ⑤ 奄美群島振興開発特別措置法
- ⑥ 小笠原諸島振興開発

## 特別措置法 ⑦沖縄振興特別措置法

- (3) 委嘱期間中、安芸高田市に居住し、住民登録ができる人
- (4) 普通自動車運転免許を所有している人
- (5) ワード・エクセル・パワーポイントなどの一般的なパソコンの操作ができる人
- (6) 地域活性化に関する活動に積極的に参加できる人
- (7) 心身ともに健康で、誠実に業務を行うことができる人
- (8) 任期終了後、安芸高田市において起業・定住に意欲がある人
- (9) 地方公務員法第16条に該当しない人

### 3. 雇用形態・任期

- (1) 非常勤特別職として、市長が委嘱します。
- (2) 委嘱期間は平成29年4月1日から平成30年3月31日までです。  
ただし、活動状況を勘案して1年ごとに、最長3年を限度として再度委嘱することができます。

### 4. 報酬等

基本報酬（月額） 200,000円

※ 社会保険（厚生年金・健康保険・雇用保険）等の本人負担分が差し引かれます。

### 5. 勤務日数及び勤務時間

- (1) 週29時間の勤務で、これを超える勤務は、原則として勤務時間の振替により調整します。
- (2) 活動時間帯は、活動内容によって変動します。

### 6. 待遇・福利厚生

- (1) 社会保険等（厚生年金・健康保険・雇用保険）に加入します。
- (2) 居住のための費用として（月額）30,000円を助成します。
- (3) 光回線等の通信基本料を助成します。
- (4) 活動には公用車を使用します。
- (5) パソコン等事務機器は、市が貸与します。
- (6) 活動に関連して出張等を行った場合は市の一般職員の例により旅費を支給します。
- (7) 活動に必要と認められる経費は、予算の範囲内で負担します。
- (8) 通勤手当の支給は有りません。

### 7. 応募手続

- (1) 応募期間  
平成29年1月20日 ～ 平成29年2月6日（必着）

#### (2) 提出書類

- ① 安芸高田市地域おこし協力隊応募用紙
- ② 履歴書：書式は任意・写真（6か月以内・上半身・無帽・正面）貼付
- ③ 住民票（世帯全員の記載のあるもの）
- ④ レポート（A4用紙1枚程度で書式は自由）

テーマ ・ 地域おこし協力隊に応募した動機について

・ 地域おこし協力隊で行いたい活動、活かしたい能力について

※応募書類は返却いたしません。また、提出された個人情報については、本応募のみに使用し、その他の用途には使用しません。

#### (3) 応募先

次に郵送又は持参してください。

〒731-0592

広島県安芸高田市吉田町吉田791番地  
安芸高田市役所 企画振興部政策企画課  
「地域おこし協力隊」募集担当

(郵送の場合)

提出書類を角形2号封筒(縦33.2cm×横24cm)に入れ、封筒の表左下に赤字で「地域おこし協力隊応募」と書き、裏に申込者の「郵便番号・住所・名前」を明記し、郵便局の窓口で必ず特定記録郵便扱いとして投函してください。その際、郵便局で発行される受領書は、第1次選考可否の通知が届くまで大切に保管しておいてください。

## 8. 選考方法、結果の通知

(1) 選考方法

① 第1次選考

受付期間終了後、書類審査により1次選考を行います。

なお、可否の結果は、文書等で個別に通知します。

② 第2次選考

第1次選考合格者を対象に、安芸高田市において面接試験を実施します。

日時・場所については第1次選考結果通知で、対象の方へお知らせします。

※2月11日(土)、12日(日)を予定しています。

※応募にかかる経費(書類申請・面接時の交通費)はすべて応募者の負担となります。

(2) 選考結果の通知

第2次選考終了後、文書で個別に通知します。2月下旬を予定しています。

## 9. その他

安芸高田市は、公共交通機関の利便性はよくありません。勤務以外の生活には、自家用車をお持ちの方が便利です。

## 10. お問い合わせ先

安芸高田市役所政策企画課(担当:山根・常光)

〒731-0592

広島県安芸高田市吉田町吉田791番地

電話0826-42-5612 FAX 0826-42-4376

メール machizukuri@city.akitakata.lg.jp

※地方公務員法

第16条 次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

1 成年被後見人又は被保佐人

2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

3 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

4 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第五章に規定する罪を犯し刑に処せられた者

5 日本国憲法 施行の日以後において、日本国憲法 又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者